

注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ①有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
- ②無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のないもの・・・・・・・・・・取得原価
- ②出資金
 - ア 市場価格のないもの・・・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10年～50年
工作物	8年～60年
物品	2年～18年

- ②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
・・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

- ・未収金及び長期延滞債権（貸付金に係るものを除く）については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ・貸付金並びに貸付金に係る未収金及び長期延滞債権については、未納発生率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（中野市財務規則において、歳計現金の保管として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①建物、工作物、物品及び無形固定資産の計上基準

建物、工作物、物品（美術品を含む）及び無形固定資産については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

・一般会計

②出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

・実質赤字比率	－ %
・連結実質赤字比率	－ %
・実質公債費比率	5.8 %
・将来負担比率	－ %

④利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当ありません。

⑤繰越事業に係る将来の支出予定額

1,699,086,000 円

(2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

中野市公共用地等取得及び処分審査委員会において、売却又は貸付の方針としたもの

イ 内訳

・土地 ー 円 (ー 円)

売却可能価額は、令和7年3月31日時点における路線価等により評価しています。

上記の(ー円)は、貸借対照表における簿価を記載しています。

②減債基金に係る積立不足額

積立不足はありません。

③基金借入金(繰替運用)

会計年度末における基金借入金(繰替運用)はありません。

④地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

11,366,900 千円

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

・標準財政規模	13,180,222 千円
・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,168,377 千円
・将来負担額	27,535,056 千円
・充当可能基金額	9,666,183 千円
・特定財源見込額	5,109,241 千円
・地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	20,341,215 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

業務活動収支(支払利息支出を除く)及び投資活動収支(基金積立支出及び基金取崩収入を除く)の合算額

△ 91,947,104 円

②既存の決算情報との関連性

(単位：円)

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計） 【A】	26,718,087,243	26,031,435,401
繰越金に伴う差額 【B】	686,651,842	-
資金収支計算書（一般会計等）【A－B】	26,031,435,401	26,031,435,401

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	425,367,935 円
投資活動収入の国県等補助金収入	32,208,000 円
未収債権、未払債務等の増加(減少)	△ 233,670,233 円
減価償却費	△ 1,869,074,017 円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△ 93,261,218 円
退職手当引当金繰入額(増減額)	△ 129,000 円
徴収不能引当金繰入額(増減額)	6,738,106 円
損失補償引当金繰入額(増減額)	- 円
投資損失等引当金繰入額(増減額)	△ 157,410,000 円
資産除売却損	△ 330,403,338 円
資産売却益	25,429,779 円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 2,036,793,986 円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 2,500 百万円

⑤ 重要な非資金取引

該当ありません。